

存在論の陥穽

— Stéphane Habib,
La Responsabilité Chez Sartre et Lévinas⁽¹⁾
を読む

堀 田 新五郎

- I 問題の所在
- II ステファンヌ・アビブの立論
- III 〈本来性〉という構制

I 問題の所在

J・P・サルトル (1905-80) の政治思想を捉えるためには、その倫理学を理解しなければならない。倫理学を理解するためには、存在論に通じる必要がある。サルトルは政治を倫理によって、倫理を現実存在 (existence) によって基礎づけるからである。それでは『存在と無』の中で描かれた現象学的存在論は、如何なる倫理を導き出すのであろうか。我々にとって重要なのは、そこでサルトルが「意識個体間の関係の本質は、共同存在 (Mitsein) ではなく相剋 (conflict) である」⁹⁾と規定している点である。ここにはフッサールやメルロ＝ポンティに見られる「相互主観性」(intersubjectivité) という契機はない。サルトルによれば人間と人間の関係とは、必ずや一方が主体となり他方を客体として意味づけ規定するという関係、つまりは一方が常に意識としての能動性を有するのに対し、他方は常にモノとしての受動性を付与されざるをえないという関係なのである。サルトルにあって人間関係の相互性とは、互いに主体と客体とが交換されうるといふ「まなざし」(regard) ——他者を対象物と化す意識の規定作用＝メドゥーサの視線——の相互交換性にすぎないのだと言えよう。よって現象学的存在論は、意識相互間の関係を苛酷な「まなざし合い」として結論づけることとなったのである。

だがここからは如何なる倫理学が可能となるのか。倫理という言葉のうちには、他者への責任が含意されているはずである。しかるに存在論は、意識が他の意識を物化する必然について語っているにすぎない。ならばありうべき唯一の倫理とは、このような存在論的必然性を自覚し、それを決然と引き受ける在り方

となるのではなからうか。意識は己を意味づけ、他者を意味づけ、世界を象る。サルトルによれば、意識は自己を選択することで、全人類を選び出し規定するのである。ここには、意識の「投企」(projet)においてのみ、価値が世界に到来するという彼独自の考えが表現されていよう。したがって《選びたまえ、そして責任を取りたまえ》というサルトル的テーゼのうちには、確かにある倫理的要請を看取することができるのである。既存の意味秩序に安住し、他者から与えられた役割へと埋没する「自己欺瞞」(mauvaise foi)を排するならば、意識主体は、常に新たに自己を選び直す決断を遂行していかなければならない。これは同時に、新しい価値の光の下に、他者をまなざし世界を創造する行為であろう。ゆえに意識主体は他者および世界に対し、常に全的責任を有することとなるのである。他者および世界に対する全的責任。こうしてサルトルは、神のそれにも比すべき倫理的負荷を意識主体へと課すこととなる。

しかし責任がそうであるならば、権能についても神と比肩しうるのではないだろうか。意識主体による決断は、「無からの創造」を行う神の似姿なのではあるまいか。我々の目には責任をめぐるサルトルの倫理思想が、決断主義的相貌の下に現れてくる。なるほど意識主体には、過度の倫理的負荷がかけられてはいよう。だがそれもまた、世界そのものを更新する圧倒的な決断・投企・選択を前提とするものにすぎない。サルトルにあっては、決断が他者への責任に先行するのである。このとき倫理とは、既に確立された主体が、他者を選び引き受ける責任として認められよう。ここには他者からの「呼びかけ」(appele)が先行し、それへの応答において初めて倫理的主体が立ち現れるという思考は存在しない。

我々はかつてアルベール・カミュと比較しつつ、このようなサルトルの決断主義的な倫理を批判的に論じたことがある⁹⁾。その際焦点となったのは、他者への責任を最終的に主体の決断へと還元するとき、サルトル思想が孕まざるをえない暴力の問題であった。確かにカミュと同じくサルトルもまた、受難者との連帯を他者への責任と見なし、これを倫理・政治的課題として主張する。しかしカミュにあっては、受難者(=他者)への応答において「反抗の人間」(l'homme revolté)という倫理主体が形成されるのに対し、サルトルの場合は上に述べたように、確立された主体が受難者へと応答するのである。この構制が崩れない限り、サルトル思想において他者は第二義的なものであり続ける。我々はそこに何かしら暴力的契機を認めるべきなのではないだろうか。意識主体は静止することができない。ならば他者とは、主体の永続的投企に供せられた跳躍台なのではあるまいか。あるいはまた受難者という存在は、主体がより倫理的な決断を遂行するために、その不可欠な道具として呼び出されているにすぎないのではないか。我々はこうした疑問を拭い去ることができないのである。

この小稿では、ステファンヌ・アビブ『サルトル及びレヴィナスにおける責任』という書物が議論の俎上に載せられる。我々がカミュとの比較の中で検討したサルトル的倫理の陥穽を、アビブはエマニュエル・レヴィナスとの対比において浮かび上がらせているからである。

II ステファンヌ・アビブの立論

アビブによるこの研究書は、幾何学的構成の下に書かれている。序と結のほか3部より成るが、それぞれがまた3章に分かれ、さらにその内部でa・bふたつの節が設けられている。まずは書評の作法に則り、目次を提示することにしよう。全体のコンストラクションがつかめるはずである。

- 序：1. 責任という倫理的問題をめぐるサルトル／レヴィナスの比較
2. ジャン＝ポール・サルトルにエマニュエル・レヴィナスを提示する
3. 責任に関するサルトルとレヴィナスの正対称

第一部：責任とは何か

第1章 自己への責任

- a. 『存在と無』で説かれたサルトル存在論の概要
- b. 《現象学的存在論》が責任という問いに果たした役割：選択可能性

第2章 他者への責任についてはどうか

- a. サルトル的存在論に対するレヴィナスの批判
- b. 存在論に対する倫理学の優位

第3章 自己への責任から他者への責任に移行することは如何にして可能か

- a. サルトル的〈対自〉
- b. 〈選択〉と極端さ：他者への責任という〈対他〉の方が〈自己〉よりも優先されるべきではないか

第二部：責任と主体性

第1章 サルトルとレヴィナスにおいて、他者が同じ〈他なるもの〉でないのはどうしてなのか

- a. 他我という様態
- b. 他者：〈自我〉なき〈他なるもの〉

第2章 サルトルと志向性

- a. サルトルによって捉え返されたフッサールの志向性
- b. 〈対自〉の優位

第3章 自己にのしかかり、自己を脱一状況化する〈他なるもの〉

- a. 裏返された志向性
- b. 主体はどうなっているのか

第三部：自由と責任

第1章 責任の土壌であり源泉である絶対的自由

- a. 《実存は本質に先行する》
- b. 《自由の刑に処せられている》：サルトルのモラル

第2章 再び見出された他者：再審される自由

- a. 自由を超える責任
- b. 非対称性と自由

第3章 自由と責任の間には、真の対立関係が存在するのか

- a. 自由とヘテロノミー
- b. 責任と絡み合った自由／自由と絡み合った責任

結

以上目次を追うことで、サルトルとレヴィナスを対極のうちに捉えようとするアビブの論理展開を瞥見した。以下議論の流れに即して、本書を精査することにしよう。読者は、同一の主題が様々に意匠を変えながら反復していく場に立ち会うはずである。

さて本書の主題とは何か。序において既にそれは明らかとなる。序・3節の中でアビブは、責任という倫理的テーマをめぐって、サルトルとレヴィナスが正対称の位置にあることを指摘する。アビブによれば、サルトルはまず始めに「対自存在」(l'être-pour-soi)の自由を称揚し、次に「対他存在」(l'être-pour-autrui)を提示しつつ他者への責任を論じるのである⁽⁴⁾。これに対しレヴィナスの場合は、始めに他者への責任を強調する。したがって序の末尾でアビブは、次のように本書の課題を書き記すのである。「最終的に私たちの議論はすべて、以下の問に答えることへと収斂する。人は、責任へと到り着くものなのか。あるいは責任の側が、私たちへと到来するものなのか。より明確に述べよう。私たちが責任へと導いていく道筋が存在するのか。あるいは逆に、責任が、私たちが捉え導いていくのか」(p.28)。アビブが提出したこの問いにおいて、無論前者がサルトルの立場を指し示し、後者がレヴィナスのそれを表している。結局のところ本書は、責任という倫理的要請がなされる場において、主従関係が如何にあるべきかを主題として論じようとしているのである。行為する主体がまず存在し、次いで責任ある行いを為していくのか。あるいは、他者への責任に従属(sujection)することで、始めて行為主体(sujet)が服従者(sujet)として立ち現れるのか。これが、本書導入部における命題であり、以下三部にわたってアビブは執拗にこの問いに取り組むこととなる。我々と同じく彼もまた、レヴィナスを援用しつつ、サルトル的倫理が孕む暴力について指摘することとなる。

次に第一部の議論を追いかけていくこととする。第1章「自己への責任」の中でアビブは、「対他」つまり他者へと向き合うべき存在が、所詮は「対自」のヴァリエーションにすぎぬことを論じている (p.43)。アビブによれば、対自は他者に対して自らの存在を贈与するのではない。対他という奇妙な存在規定においては、対自の中で何かしらが贈与されるのであるが、しかしそれが何であるか、また誰のもとへと贈与されるのかが判然とすることはない。すべては *Ça se donne* (それが自らに与える／自らに与えられる) という形式において進行する (p.47)。すなわち対他存在とは、対自が顔を持つ具体的他者へと自己贈与するときに生じる在り方なのではなく、いつのまにか匿名の他者たちとの交流の中で、対自が自らに与えた／与えられた役割・意味づけに他ならないのである。起点及び終点は常に対自のうちに存する。対他とは、自己開示を続け生成する対自の一モメントにすぎない。サルトルにおいては、対自を対他に優先させる構造自体が変化することはないのである。よってアビブは、他者に対する対自の責任について次のように書く。「対自に他者への責任が存在するとしても、それは根源的に他者のために生じるのではなく、ただそこに他者がいるからである」(p.50)。アビブの主張を敷衍するならば、以下のようになろう。対自は、如何なる時も自己を形成していく責任を有する。これが第一義的に対自の(自己)責任 (*responsabilité-pour-soi*) である。だが対自はその存在規定からして⁹⁾、自らのうちに己から逃げ出していくものの存在を認めなければならない。この存在を、そこにいる他者が捉えるのである。したがって十全たる自己を目指して投企する以上、対自には、他者によって捉えられた自己(=対他)を再び取り戻す責務が課せられることとなる。これこそサルトルの言う、対一他としての責任に他ならない。ゆえにアビブは、対他存在 (*l'être-pour-autrui*) が実際には「他者へと向かう対自存在」あるいは「自己のために他者へと向かう存在」(*un être-pour-soi-pour-autrui*) として現れることを主張し (p.47)、さらには対他存在が責任によって貫かれているにしても、そこで問題となるのは「〈対自〉による自己のための責任」(*responsabilité pour-soi-du Pour-soi*) にすぎないことを強調するのである (p.50)。ただしアビブもまた、先に我々が指摘したのと同じく、サルトルにおける責任概念がトータルかつラディカルであることを論じている。対自は、すべての人の前にある事柄すべてに対して責任を有するのである。その肩には全世界の重みがのしかかっている。しかしながらこの法外な責任において、自己>他者という不等号それ自体は、常に揺るぎなく存在し続けるであろう (p.51)。

我々はこの小稿の冒頭で、サルトルにあっては存在論が倫理学に先行し、それを基礎づけると指摘した。第一部第2章でアビブは、レヴィナス側に立ちつつサルトル思想への批判を行っているが、その眼目は、存在論を倫理学に優先させる思考に倫理的嫌疑をかけていくところにある。だがここでは、レヴィナス思想の核心にある存在論批判について詳述する余裕はない。我々はただアビブの議論に即して、〈存在〉の圏域を抜け出そうとするレヴィナスの動きを確認するにとどめよう。

さてアビブによれば、〈他なるもの〉に対する感性によって、サルトルとレヴィナスの相違は浮き彫りとなる。レヴィナスが〈他なるもの〉との出会いに第一義性を見出すのに対し、サルトルにとって外部の

他性に浸食されることは、疎外としてしか意味づけられることはない (p.56)。対自の自己形成運動は永続的に疎外を克服し、存在の全体性 (totalité) を獲得しようとする投企なのだと言えよう。レヴィナスによれば、こうした対自の自己超越運動とは、〈存在〉内部において全体化を試みる弁証法的否定作用にすぎない。サルトルにおいても「同」(le Même) と「他」(l'Autre) の弁証法にはジンテーゼという契機——常に更新される投企による疎外の克服・取り戻し——が存在するのであり、したがってその限りにおいてこの弁証法は、「同」によってメタレベルからの支配を受けているのである。存在論は、「同」と「他」を合わせてトータルな存在とする。このとき「他」からは、既に絶対の他者性 (altérité) が失われていると言わざるをえない。「他」は「同」の外部として、「同」の疎外形態として、あるいは第二義性として始めから意味づけられてしまっているからである。これは「同」の専制以外ではあるまい。あるいはまたサルトルは『存在と無』の末尾で、倫理学が命令法であるのに対し、存在論は直接法であると言う。そして命令法が成立するためには、その前提として直接法があらねばならないとするのである。ここには、すべての存在者を貫く透明な尺度が直接法=存在論として与えられ、万物の脱出不可能な地平を形作っている。存在論は、メタレベルでの対称性・共約可能性から始めるのである。他者性はただオブジェクトレベルにおいてのみ、疎外・障壁として現れるにすぎない。したがってレヴィナスは、何よりも命令法・倫理学に第一義性を見出し、「同」へと回収不可能な他性の持つ、絶対的非対称性を強調することとなろう。いずれにせよレヴィナス=アビブは、サルトル的対自の超越運動 (transcendance) を存在内部での全体化運動にすぎぬとして批判し、そこには存在という地平から上昇・離脱する ascendance という契機が欠如していることを指摘する (p.57)。対自は他者の苦しみに呼応するというよりも、自らの存在獲得のために動くのである (p.59)。疎外を克服し、次々と「他」を「同」へと吸収していく存在論は、ついにレヴィナスによって帝国主義として論難されることとなろう (p.60)。

2章の中ではもう一点、考察すべき重要なテーマが論じられている。それは責任と決断の関係をめぐる問題である。アビブによれば「サルトルの対自は、自ら決断し、投一企した事柄について責任を有する。したがって存在論的省察の最後には、倫理学が約束されることとなるのである」(p.63)。なるほど対自のうちには、自己及び世界を更新する決断=根源的投企 (choix original) という権能が認められている。というのもサルトルは、「世界」という概念を成立させる超越論的意識を「無」(néan) としての対自のうちに抽出するからである(「世界」をリリースするためには、世界の外部というモメントが不可欠となる。だがそれは世界の外部であるがゆえに「存在」するものではない。よって「無」を孕む対自のうちに、そのモメントが凝縮されることとなるのである)。こうして対自、すなわち結晶化された超越論的意識には、世界の外で世界に現前し、これを決断するゼロポイントが与えられることとなる。無論対自による世界の選択は、まずは超越論的位相において無意識のうちに行われる。しかし対一自 (pour-soi) が主体的な自己一意識である限り、反省という契機によって対自の役割そのものが自一覚され、上述した世界成立の構造が主体的意識によって取り戻されることとなるのである。これが、「浄化的反省」

(*réflexion purifiante*)⁶⁾による根源的投企の更新という出来事であり、それは対自の本来的な在り方を示している。その結果アビブが指摘するように、対自には自らが常に新たに選択した世界に対する、全的責任が課せられるようになるであろう。

しかしながらレヴィナス＝アビブによれば、こうしたサルトル的な決断＝責任は、真の意味で他者に対する責任であるとは言い難い。「〈他者〉に対する真実の心配りについて語る時、つまりは責任が常に既に〈他者〉へと向けられているとき、人は実際その責任について決断することはない。より明確に述べるならば、レヴィナス的な他者への責任とは、ある種のアプリオリにおいて見出されるべきものなのである。[…] 私たちは先にこのような責任を、サルトルのそれと比較した。というのもこのレヴィナス的な責任は、意識の前（ゆえに経験の前）に生じるものだからである。[…] したがって [サルトル的な] 選択・アンガージュマン・決断・投企は、こうした責任を言い表す言葉としてはふさわしくない」(pp.63-4 ただし強調及び [] 内は堀田)。サルトル的対自には、世界の外部から世界をまるごと決断・選択するゼロポイントが、常にそこから再出発すべき始源として与えられていた。これを正面から批判するレヴィナス的アプリオリ（先験性）には、それゆえ決してゼロポイントという透明な時間的始源を求めてはならない。アビブは書いている。「レヴィナスの責任について語る時、時間的表現はいつも不正確なものとなるろう」(p.64)。よってアビブは、レヴィナス的アプリオリについて、「アプリオリ的ではないアプリオリ」「前－アプリオリ的なもの」「出発なき出発点」というレトリックで書き表している。またレヴィナス自身、〈他なるもの〉との出会いを「前－始源的なもの」として説明するのである。本書第二部以降の議論を先取りして補足するならば、レヴィナスにおける倫理的主体は、他者からの呼びかけに呼応する形で始めて立ち現れる。始めに呼びかけありき。否むしろ、始めなし呼びかけありきと言うべきであろう。呼びかけを取り戻すことはできない。またそれは記憶されるべき始源、再出発を可能にする始源ではない。倫理的主体は他者への責任に立ち遅れるのである。ゼロポイントとして呼びかけを措定できない以上、主体は主体的に倫理的行為を始めることができない。アビブは、第三部第2章の中で次のように書いている。「サルトルにおける始源とは対自の出現である。[…] だがレヴィナスが《前－始源》と表現する、意識より前の時間というものが存在する。すなわち、記憶不可能で《第一原理となりえない》(an-archique)、始まりなき時間というものが存在するのである。それは呼びかけの時間、時間の無－原理 (l'an-archie) に他ならない。他者に対する私の責任は、そこで、始めることなく始まるのである」(p.140)。今や我々は次のように結論づけることができよう。サルトル的対自は、常に新たに世界を選択し倫理的行為を更新する。これに対しレヴィナスの場合、他者への責任は常に既に「私」を拘束し、「私」の選択を不可能にする。選ぶのは「私」ではない。呼びかけに選ばれることによって、「私」は倫理的主体として出現するからである。レヴィナス的倫理において「私」とは、呼びかけの人質にすぎぬのだと言えよう (p.119)。

既に明らかに我々の論述は第一部の範囲を超え、第二部第三部における議論を含めて展開されてきた。先述の如く、本書は同一主題の変奏に終始するのであり、今や主旋律が明らかになった以上、第一部第3

章以下については、要点のみ駆け足で確認することとする。

第一部第3章には、改めて論ずべき点はない。ただレヴィナス的倫理における「非対称性」(asymétrie)が明確に指摘され、責任に関して私はいつでも他者以上の重みを背負うことが強調されている。なぜなら私には、他者の責任についても、全的な責任が課せられているからである (p.80)。

次に第二部へと確認作業を進めていく。第1章では、サルトルとレヴィナスにおける他者の位置づけの違いが考察されている。サルトルにとって他者とは、「他我」(alter ego) として現れる。すなわち、他なるものであるとはいえそれはあくまでも自我 (ego) であり続けるのである。アビブは書いている。「〈他なるもの〉において、何よりも重要なのは《私》である。つまりそこでは、彼は私ではないというときのこの私が大事なのだ。[...] ゆえに、他なるものの他性に尺度を与えているのは私である。ならばその限りにおいて、他者の他性を根源的なものと見なすことはできまい。あるいはお好みならば、他性の中心に私が存在する以上、他者はラディカルな他性を失うのだと言ってもよい。こうして他者は、(私とは) 異なったもう一つの対自として現れるのである」(p.91)。「サルトル的な他我において、我 (ego) は他 (alter) に対して圧倒的に優先する」(p.92)。結局のところアビブによれば、サルトルは自己から始めるのであり、他者は自己の似姿として最終的に自己の側へと還元されてしまうのである。逆にレヴィナスの場合、他者は「自我なき他なるもの」(un alter sans ego) として意味づけられよう (p.93)。それは、自己となんらの調和的關係をも持たない純粋な他性である。ゆえに他者との関係とは、ある「神秘」(Mystère) との關係に等しい (p.95)。いずれにせよレヴィナス＝アビブは、純粋な他性という観点から、サルトルにおける「同」と「他」の弁証法を機能不全に陥らせようとする。存在論に規定された全体化運動が破産するとき、それは自己の飛散をも伴うものとなるであろう (p.98)。

さて第二部第2章では、フッサールから継承したサルトルの「志向性」(intentionalité) 概念が俎上に載せられる。すべての始源に対自存在をおくとき、モノだけではなく他者をも対自の超越運動——対自が自らの外部を志向し、外部を意味づけていく動きが志向性に他ならない——にとっての対象物へと眨められるのである。レヴィナス＝アビブはここに倫理的危険性を看取する。志向性のサルトル的理解においては、真の意味で、他者へと開かれた場が成立しているのであろうか。彼らはこう疑問を提示するのである (p.109)。

ゆえに第3章では、レヴィナスの側による志向性の逆転について論じられることとなる。もはや志向する主体は自己ではない。自己は他者の「顔」(visage) によって志向されるのである。「換言すれば志向性の逆転とは、呼びかけの受け入れとして理解されよう」(p.113)。そのとき始めて自己は「この私」という単独性ととも立ち現れ、「私はここだ」と他者に対して応答する (p.119)。レヴィナスの主体の「単独性とは、他人に対する責任の無限性のことなのである」(p.121)。

第三部では自由と責任の關係が論じられる。まず第1章では《実存は本質に先行する》という有名なテーゼから、サルトルが対自の全的自由を引き出す過程が後づけられている。サルトルにあっては、主体が全

的自由であるがゆえに、結果として全的責任が発生するのである。この論理については先に検討した。ここでもまたアビブは、主体にプライオリティを与えるサルトルに、倫理的危険性を見出している。

第2章では、サルトルの全的自由を批判するレヴィナス的自由が考察される。アビブは『全体性と無限』から引用する。「実存は実際のところ [サルトルの言うように] 自由の刑に処せられているのではない。実存は自由として任命されるのだ。自由はあるがままの裸形の自由ではない。哲学すること、それは自由の手前に遡行し、自由を全的な自由裁量から解き放つような、自由の任命を発見することなのである」(p.140-1 強調は原文通り、ただし [] 内は堀田による)。先述のようにレヴィナスの倫理的主体は、他者の呼びかけに応答 (réponse) することにおいてのみ現れる。したがってそれは呼びかけによって既に任命され、捉えられてしまっているのである。主体はサルトルのそれとは異なり、無からの自由裁量において決断するのではない。それはあらかじめ、他なるものへと方向づけられている。ゆえに主体の自由とは、「〈他なるもの〉のために、〈他なるもの〉へと向かう自由」(liberté - pour - l'Autre) と言わなければならない (p.147)。

ここまで我々は本書の流れに即して、レヴィナス＝アビブの側からなされるサルトル批判について考察してきた。それはサルトルの決断主義的倫理へと向けられたものであり、我々自身のサルトル解釈と軌を一にしている。しかしながらアビブは、第三部第3章以降本書の結論部において、突然議論を転じてサルトル思想の中に、真に他者へと開かれた倫理的契機を見出そうとする。そしてサルトルとレヴィナスの倫理的共通性を称揚して本書を閉じるのである。このいささか唐突な議論の転回と終幕を如何に評価すべきか。果たしてアビブの主張するように、サルトル思想は「自己のための〈対自〉の責任」あるいは「〈対自〉という自己への責任」(responsabilité - pour - soi - du - Pour - soi) から、「〈他者〉のための自己への責任」(responsabilité - pour - soi - pour - Autrui) へと進化をとげたのであろうか (p.165)。以下章を改めてこの問題を取り上げることとする。

Ⅲ 〈本来性〉という構制

まずアビブの見解を見ることにしよう。焦点となるのは、『存在と無』の結末で予告されたサルトル倫理学の書『モラル・ノート』——執筆は1947-8年、彼の死後83年になって公刊される——の解釈である。アビブはサルトルのノートに、レヴィナス的な「責任－自由」と匹敵する「自由－責任」の真正な倫理を読み取るのである。その論拠は二つあり、ともに『モラル・ノート』に依拠している。

第一にアビブは、モラルテについて定義を与える冒頭の一節をノートから引用する。「モラルテとは、モラルテではない目標へと向けて自らを乗り越え止揚する。喉が渴いている人に飲み物を与えることは、

飲み物を与えるために行うのでもなければ、良い人になるために行うわけでもない。渴きを除くこと、これが目的なのである。モラリテは自らを提示しつつ自らを消除し、自らを消除しつつ自らを提示する。それは、自己ではなく世界の選択であらねばならない⁷⁾。アビブは、サルトルがモラリテに与えたこの錯綜した定義に対して次のような解釈を与える。「自己より前に世界を選択すること、それは選択する自由と責任を、自己のためにではなく、選ばれる世界のために提示することではなかろうか。ここにはおそらく、倫理的な自由・責任が存在する。選択以前には決して真の意味で与えられることのなかった一つの世界を選択すること、さらにはこの選択を保証すること、これが問題なのであり、自己を保証することが重要なのではない。言い換えるならばこの場合、対自はまず自らを選択し、結果としてその選択が普遍的 (universel) であることを言いつののではない。事態は逆である。対自はまず一つの宇宙 (universe) を選択し、世界の側にプライオリティを付与する。自己自身の選択は、もはや第一義的で原理的な問題ではなくなっているのだと言えよう」(pp.156-7 強調は原文)。

なるほどアビブの指摘するとおり、ここでサルトルは、自己ではなく世界の側にプライオリティを与えている。だがしかし、それは依然として対自という意識主体による選択=決断の問題として捉えられているのではないか。アビブの言う宇宙の選択とは、無としての対自が、宇宙の外部で宇宙をまるごと選び出すことに他ならず、よってここでは「無からの決断」という構制そのものには、いささかの綻びも生じてはいないと言うべきなのではないか。ならば我々は、レヴィナスとともに、対自の全的自由裁量を審問すべきこととなるのではなかろうか。果たしてここには、如何なる宇宙を選択すべきか、何処へと投企すべきなのか——こうした問いに対して、対自の外部から対自を拘束しつつ答えるだけの倫理的契機が存在するのであろうか。アビブの解釈に対しては、このような疑問が投げかけられることとなる。

あたかもこうした批判に答えるかの如く、アビブは『モラル・ノート』から、サルトルの倫理を弁証する第二の論拠を提出する。今度は逆にノートの末尾近く、サルトルが本来性について思考を重ねている部分が引用されている。やや長くなるが全文を訳出してみよう。サルトルは「本来的な愛」(amour authentique) について次のように書いている。

だが私は他者に対して、存在の別の次元を与えるだけにはとどまらない。これに加えて私は自らを、他者の有限性に対する守護者にするのである。私の自由において、他者は庇護される。私は彼(女)の背中を見るのであり、彼(女)が見ることのできない危険を後ろから回避してやるのである(ただしこのことによって、私は自分自身の目的を迂回することにはならない。もしそうでなければ、これは私の中の人間を犠牲にし、否定することとなる)。[...] 私が認め称賛する他者の投企のうちには、秘められた思いがけない脆さというものがある。私はそれについて明かされる。そしてこの脆さを、世界に対して在らしめてやるのである。私はそれを引き受け自らに背負う。この脆さを称賛しながら。私はそれを守り続け、深め続けるであろう。私はそれを再び人間性へと同化させる。今度は私がそれを、だが彼(女)と同じ目的を目指して乗り越えながら。[...] 他者を私の自由の中で庇護すること、そして彼(女)自身の目的へと向ってのみ、他者を乗り越えていくこと。⁸⁾

このような本来的な愛に対して、アビブは次のような解釈を加えている。「支配求めて他者の自由と闘わされる有名な闘争は、こうして乗り越えられることとなった。サルトルはまた、「同」が「他」の保証者となる可能性についても提示する。そこでは「他」の自由が認められ、もはやそれは我有化されることなく、またそれによって疎外が生じてしまうこともない。逆にここでは「他」の有する目的こそが、自ら求めるべき目的となるのである。これはサルトルが《回心》(conversion) と名づけたものに他ならない。私たちはその言葉を、存在論という平面からの倫理的転回として理解しよう」(p.157-8)。

他者との間に調和をもたらすこの美しいヴィジョンは、だが美しすぎるのではないかという不安を我々に抱かせる。指摘すべきは第一に、本来的な愛を成立させてしまうサルトルのオプティミズムと、それを肯定するアビブの善良さであろう。ここにはレヴィナスの絶対的非対称性は存在しない。アビブ自身認めているように、本来的な愛を語るサルトルにおいても、決して「他」が「同」に対して優越することはなく——優越する場合には、疎外としてネガティブにのみ意味づけられる——ただ相互承認や、自由な重なり合いという相互性 (réciprocité) が唱えられているにすぎないのである。けれどもアビブは言う。「にもかかわらずなお、少なくとも私たちの見解においては、サルトル的倫理を不当でその名に値しないものと見なすべきではない」(p.158)。

しかし我々はより慎重に、次のように問うこととしよう。例えば同一方向への投企というオブジェクトレベルの相互性とは、自他の間に共約可能性を定めることであり、これはメタレベルにおける自同性の帝国主義を前提とする——このような批判的視座こそが、レヴィナスを読むことの倫理的意義だったのではなかろうか。あるいはまた、同じ目標へと向かう投企が可能となること自体、私と他者との合体による〈大文字の対自〉を形成することになりはしないか。なるほどサルトルの存在論は対他関係の本質を相剋として規定するのであり、ゆえにアビブが述べた如く、自由な対自たちの闘争が、まずサルトル思想における倫理的アポリアとして現れる。しかし、他者と重なり合う形で同じ目的へと投企することが、このアポリアを解消し、真正な倫理をもたらすことに帰着するのであろうか。

以下、本来性—非本来性という対概念を導入することで、これらの問いに対して答えることとしよう。対自はすべて存在論的 (ontologique) 位相においては自由であるが、しかし存在的 (ontique) 次元においては、例えば奴隷やプロレタリアートのように必ずしも自由であるとは言い難い。本来性とは、存在論的自由を存在的レベルにおいて肉化しようとする永続的な企てとして意味づけられよう。ならば自由な対自が互いに相手を規定する、「まなざしのホッブズ的自然状態」の中での本来的在り方とは何か。それは、最も苦しむ者のまなざしに同化し、彼(女)とともに投企することとして明かされる。というのも最も強烈なまなざしとは、逆に最も虐げられた者のまなざしであり、反抗する奴隷のまなざしは常に主人のそれを凌駕するからである。換言すれば、受難者のまなざしとは(存在的)自由を目指す(存在論的)自由そのものであり、これと重なり合う形で投企しない限り対自は、現状に甘んじる「惰性」として、「安楽な抑圧者」という存在的「状態」として意味づけられざるをえないからである。それは自由という存在

論的眞実を存在的次元で追求することを放棄した受動態、すなわち自己欺瞞に他ならない。なるほどサルトルは倫理的である。ここにはラディカルな定言命法を見出すことが許されよう。「まなざしのホッブズ的自然状態」は、受難者のまなざしの下に統一されなければならない。

以上我々は、眞正な愛及び倫理——他者と同一方向への投企——を起動させる根本的な動機について考察した。しかしそのような愛や倫理がたとえ可能であったとしても、そこに現れるのは〈大文字の対自〉以外ではない。最も脆い投企を企てる受難者の下へ、すべての対自は結集しなければならないからである。それゆえここには、一つの絶対的な対自が屹立する。それ以外には自由の命法を裏切り、モノの惰性態と化した対自ならざる対自しか存在しないからである。結局サルトルは決断主義的な構えに何らの変更をも加えてはいない。絶対的主体としての対自はここでもなお、対象物の外部で対象物総体を、一つの世界として選び出すのである。ゆえにレヴィナスが批判した、「無からの決断」と全的自由裁量という枠組みもまた生き残ることとなる。

我々は、サルトルの決断主義的倫理が、政治思想のレベルで引き起こす暴力についてスケッチしたことがある⁹⁾。本稿ではこれを繰り返すことは避け、サルトルの倫理をレヴィナスによる存在論批判の観点から振り返りつつ、この小稿を閉じることにしたい。

思うに本来性—非本来性という構制を堅持する限り、サルトルの倫理はレヴィナスの批判を逃れることはできない。先に確認したように本来性とは、対自の自由という存在論的眞理を存在的次元において追求することである。そしてこの命題は、すべての意識的存在者に当てはまる。ならば「本来的であれ」という倫理・命令法の前には、その前提として、サルトルの言う直接法の領域が、つまりは存在論という眞理の領域が横たわっていることとなる¹⁰⁾。そしてこの眞理¹¹⁾がすべての意識的存在者に妥当するとき、自他をひとくりにする透明な尺度が本来性の倫理として作動し始める。本来性はその言葉からして、あるべき眞正な自己の姿をテロスとして持つはずである。存在論はそれを、自由な対自として万人に教示する。したがってここでは、メタレベルにおける自同性が支配し続けることとなるであろう。レヴィナスの存在論批判は、どこまでも鋭くサルトルのうちに突き刺さっている。

註

(1) Stéphane Habib, *La Responsabilité Chez Sartre et Lévinas*, L'Harmattan, 1998

なお本書からの引用は、ページ数をすべて本文中()内に記すこととする。

(2) Sartre, J. P., *L'être et le néan*, Gallimard (Collection Tel), 1943, p.481

(邦訳、『存在と無』、人文書院サルトル全集第19巻、460頁)

(3) 拙稿「責任はどこまで決断の問題か——サルトル・カミュ論争を再評価する」

(『政治思想研究』創刊号、2000年5月、政治思想史学会)

- (4) 周知のようにサルトルは『存在と無』の中で、「即自存在」(l'être en soi)「対自存在」「対他存在」という概念を用いて、現象学的存在論を展開させた。「即自」は事物としての現実存在の存在規定であり、「対自」は意識としての現実存在の存在規定を表す。また「対他」とは、別の意識によって対象化された限りでの「対自」の存在規定を意味する。
- (5) 「対自」には、サルトルによって「己がそうでないところのものであり、己がそうであるところのものではない」という両義的な存在規定が与えられる。意識は己自身をも含めて、各瞬間ごとにあらゆる存在者を志向し意味づけていく静止不可能な運動なのだと言えよう。したがって意識自身に関して言えば、それは「～である」と既に意味づけられているもの、すなわち「己がそうであるところのもの」ではなく、常に意識が志向する己の外部、「己がそうでないところのもの」として捉えられねばならないのである。対自は永遠の「自己超出」(échappement à soi) であり、純粋な否定作用に他ならない。
- (6) 浄化的反省については Sartre, *Cahiers pour une morale*, Gallimard, 1983, pp.489 et sqq.
- (7) *ibid.*, p.11
- (8) *ibid.*, pp.523-4
- (9) 拙稿「主権の逆説について——J. P. サルトルにおける〈覚〉の問題」
(奈良県立商科大学『研究季報』、第10巻 第3号、1999年12月)
- (10) なぜ他者への絶対的責任を私は負わねばならないのか？レヴィナスの主体はこれに答えることができない。主体には立ち止まって思考し、再開始するだけの時間的余裕はない。主体は常に既に、他者の呼びかけに捉えられているからである。呼びかけ以前に遡行することはできない。呼びかけこそ、始源として措定しえない始源だからである。倫理は、レヴィナスにとって最終審級なのだと言えよう。
- これに対しサルトルの場合、なぜ本来的であらねばならないのかという問いに対し、倫理的主体は答えが可能となる。「なぜなら存在論的次元と存在的次元との差異、及び存在論的位相における自由——これらは存在論的真理であるから。だから人は、自由という本来的在り方を求めなければならないのである」。したがって浄化的反省によってこの真理を取り戻した対自は、常に新たな投企を可能にすることとなろう。サルトルにとって最終審級は存在論である。
- (11) サルトルは『真理と実存』の中で、真理と決断の共起源性について論じている。真理とは、実存の決断によって世界へともたらされるものなのである (cf. Sartre, *Vérité et Existence*, Gallimard, 1989, pp.41-3 ただし執筆は48年)。しかしいわばこのオブジェクトレベルでの真理に対して、真理と決断の共起源性という構造そのものを垂示する、メタレベルでの存在論的〈真理〉というものがサルトル思想のうちに認められよう。論理構成上言うまでもなく、後者は前者に先行しこれを規定するのである。存在論的〈真理〉の名の下に主体が「無からの決断」を繰り返すとき、世界には

次々と新しい真理が到来してくるのだと言えよう。